

第2回地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方検討部会 摘録

1 開催日時

令和5年8月2日（水）午後2時～4時

2 開催場所

京都市役所分庁舎4階 第4会議室

3 出席者（敬称略）

委員5名出席

部会長	深町	加津枝
部会員	黒木	要州
部会員	内藤	光里
部会員	町田	誠
部会員	山口	敬太

事務局

建設局みどり政策推進室	室長	永田	盛士
	事業促進担当部長	朝山	勝人
	公園利活用第二課長	大野	晃司
	公園利活用第一係長	岩澤	圭佑

4 次 第

(1) 開会

(2) 審議

- ・公園施設の整備指針について
- ・モデル公園での取組について

(3) 閉会

5 会 議 録

[摘録]＜委：委員、事：事務局＞

(1) 議題

議題：公園施設の整備指針について モデル公園での取組について

委：新たな公園運営モデルのフローに従い、フェーズ3になった段階で施設整備が可能となり、整備指針を活用することになると思うが、整備指針が新たな公園運営モデルの中の一部であることが分かりにくい。新たな公園運営モデルとの関係性が分かるよう、整備指針の中に位置付け等を記載するほうがよいのではないか。また、今回、新たな公園運営モデルの要綱は示されていないが、別途作成されているのか。

事：委員ご指摘のとおり、整備指針はフェーズ3になったときに適用されるものである。位置付けが分かりにくい部分については、指針に記載していく。
新たな公園運営モデルの要綱については、別途、作成中である。

委：本審議会では、新たな公園運営モデルの要綱について議論しないのか。

事：新たな公園運営モデルの要綱については、審議会で議論していただくことは想定していない。部会や審議会でもいただいた意見を基に本市で策定していく方針である。

委：各フェーズで何をクリアしたら次のフェーズにいけるのかが不明瞭である。特にフェーズ2から3へと移行するためには、「運営・利活用の実績が1年以上認められる場合」との記載があるが、1年間の運営実績で施設設置後の運営の持続性等をどこまで担保できるのかは難しいところである。実際の運営状況を見つつ判断するべきではないか。

委：新たな公園運営モデルの要綱策定はどのようなスケジュールで進むのか。施設設置の前提となる新たな公園運営モデルを確認しながら部会での検討も進めていきたい。

事：本部会の目的は、施設整備に関して専門的な見地からご意見いただくことである。前提となる制度構築は本市の方で進めており、同時並行で作成しているため、現状、明確に示すことができていない。委員の皆様には次回の部会までに、新たな公園運営モデルの要綱について御説明させていただく。

委：屋根等の建物の形状は、地域での公園の活用方法を踏まえたうえで計画を行うべきでは

ないか。景観に配慮したもの、メディア受けするものなど、地域の求める施設の在り方は様々かと思う。整備指針に具体的な施設の条件を記載し過ぎてしまうと、指針に縛られてしまい、地域の思いを十分に反映できないと思う。

委：整備指針は、あくまでも大きな方向性を示すものとすべき。本日資料に添付されている整備指針は、具体的な記載が多いため誤解を招くおそれがある。もう少し抽象的な記載に統一した方がよい。

委：施設の挿絵は、強く頭の中に残るため誤解を招くことになりかねない。例えば、屋根付き広場とデッキはセットで描かれており、指針でもデッキを設けることが必須になっているように読み取れる。しかし、読み込んでいくと「(2) 植栽帯、花壇」の部分では「施設の壁面がデッキ等の緩衝なく」との記載があり、デッキは必須ではないことが分かる。誤解を与えないように、挿絵を含め記載方法は十分に考慮すべき。

事：今後精査していく。

委：北鍵屋公園の配置案を見ると駐車場の面積が大きいように感じる。指針には、駐車場の面積や利用方法等について記載がないが、こういった規定なのか。

事：駐車場の大きさについて、数値上での規定は設けていない。この新たな公園運営モデルのポイントは、店舗の売上の一部を地域に還元し、それを元手に地域が公園を利活用するなどの運営を行うこと。そのため、駐車場は、店舗の運営が持続的に成り立つために必要な最低限の面積を想定している。地域の方が広場として利用できる面積は担保する必要があるが、業態等によって駐車場の必要面積は変わるため、一律の数値基準は設けていない。

委：表現の仕方は考える必要があるが、例えば、「駐車場が店舗の敷地に見えるような公園にしてはいけない」といった記載が考えられる。「何台」、「何m²」と具体的な数値を設けるのは難しいと思うが、北鍵屋公園くらいの規模の公園では、公園面積のおおよそ何割以下、などの基準は必要かもしれない。駐車場面積が大きくなり、店舗の敷地に付随した庭のような公園が出来上がると、本来の公園の機能を発揮できているとは言い難い。

また、店舗の規模に関しては、都市公園条例において2%と規定されており、これを北鍵屋公園にあてはめると45m²程の店舗しか作れないこととなる。これでは、新たな公園運営モデルが成立しないと思う。この新たな公園運営モデルを導入する場合は、どの程度の建蔽率としていくか扱いを検討していく必要がある。

委：店舗規模については、別途緩和規定を設けるなどの運用方法を想定するのがよいのではないか。

事：原則としては、現行条例の中で対応していくことを考えているが、どうしても当てはまらないものに関しては、関係部局や他都市の事例を見ながら、柔軟に対応していく必要があると思っている。

駐車場については、緑化ブロックを使用するなど、見た目で通常の駐車場とは違った形にするなどの工夫も必要と感じており、それらも含め、整備指針等への記載方法を検討していく。

委：地域の中で色々な意見が出てきたうえでの配置案だと思うが、現在示されている施設の配置案だけではなく、公園の魅力向上が伝わるように活用イメージ等が記載された配置案としなければ良さが伝わらない。

委：駐車場について、子どもが飛び出さないような構造とするなど、事故が起きないように対策を十分に検討するべき。事故のリスクも勘案して、駐車場面積は決定していくべき。

委：北鍵屋公園には駐車場を整備する案が検討されているが、環境に優しい移動手段を推奨し、自転車や徒歩で訪れやすい場所となって欲しい。また、施設の屋根に太陽光パネルを設置すること、京都産木材の使用することも推奨してはどうか。整備指針には、環境負荷を減らす取組も記載して欲しい。

委：整備指針を見ると、建築確認申請については複数箇所に記載されているが、その他にも確認すべき項目や関連法令は記載されていない。記載方法を検討する必要があるのではないか。

委：屋外広告物については、公園内の施設として一般に適用されているものと同様の基準で十分なのか。例えば、通常のセブンイレブンが色彩のみを調和させたとしても違和感を抱くと思う。また、広告の面積についても、通常の基準と異なるものとして考慮すべきではないか。企業の色を公園内に出し過ぎるのは良くないので、そういった配慮を定性的に指針に記載し、審査できるようにしていくべき。

委：屋外広告物の扱いについては、府、各市町等で条例を定めていると思うが、条例ガイドラインに従って都市公園内は広告物禁止区域になっているところが多いはずである。条例の基となっている法律自体が古く、条例ガイドラインも制定されたのはずいぶん

前であり、随時見直しを行ってきているが、今の時代にはそぐわない部分がある可能性もある。

条例の運用については、一定幅のある考え方ができるはずだが、厳格な扱いをすると、全て禁止となってしまう。例えば、イベント時にビール会社の名前の入ったのぼりを出したらアウトということにもなり得るが、それでは成立しないイベントもあると思う。私が過去に携わった公園のイベントでは、あるキャラクターのぬいぐるみを展示しようとしていたら、それが屋外広告物に当たると言われたこともある。他に広告に関しては、防犯・防災面で果たす役割の大きいデジタルサイネージを許可するか、プロジェクションマッピングの扱いはどうするかなども検討していくべき。プロジェクションマッピングについては、一定の基準を作り、柔軟な運用をしている事例も知っている。時代の変化の中で出てきた新しいケースについては、他事例等を参考にしながら、何を認め何がダメかを、内規等として設ける必要があると思う。運用ルールをうまく策定してもらいたい。

事：委員ご指摘のとおり、基本的に公園内については屋外広告物禁止区域になっているが、関係部局と広告物の扱いについて調整を行っているところであり、他事例等を参考にしながら、しっかりと整理していきたい。

委：子どもと一緒に公園に行くとき駐車場があると嬉しい。遊具が充実している公園、球技ができる公園など、やりたいことによって、公園をめぐることができる。駐車場ができるメリットとしては路駐が減ることもある。コインパーキングにすれば公園運営のための定期収入にもなりうる。街中の公園の場合、周辺にコインパーキングが無い場合も考えられるため、近隣の人が駐車場として普通に使用するという面でも収益性があるように思える。

委：公園の駐車場で稼いだ収益は、公園に還元できることが望ましい。

委：整備指針に記載されている図は、パッと見で施設イメージを持ちやすいがゆえに、もう少しデザイン性の良いもので、指針の内容がイメージしやすいものに差し替えた方がよいのではないか。

事：より良いものとなるように見直す。

委：整備指針について、いくつか気になる点があるので指摘させてもらう。

まず、施設配置の視認性について、公園外周からの視認性に加え、誰でも気軽に入りたくなるような施設内部の視認性も非常に重要であるということは付け加えたい。

また、公園の外観の部分に関しては、「植栽や緑化の工夫等」との例示がされているが、植栽・緑化と限定されているように感じる。例えば、外壁の素材など、幅広い面から公園の景観に調和しているかが重要であるため記載方法に工夫が必要。

軒下空間については、「軒下」ではなく「日陰のある活動空間」などの表現とすればテントとといった軒下に限らない空間の作り方が考えられる。ウッドデッキの部分も同様である。指針では具体的な施設を記載するのではなく、その機能を担保する施設、という形で表現しても良いのではないか。

最後に、イベント等の活用も考えられるため、外部水栓の記載と併せて、外部電源に関しても記載が必要ではないか。

委：公園の活用に関してはキッチンカーを切り口とするイベントが多いが、子どもが買い物するときキッチンカーは背が高いため、そこに視線を合わせられるように、一段上がった場所をキッチンカーポートとして公園内に造ることが考えられる。そのような施設は、今回の指針の対象となるのか。

事：今回の対象は、設置許可により公園に設置される施設であり、建築物を前提としているため、キッチンカーポートは整備指針の対象外としている。

例えば、コンテナハウスについては、建築確認申請が必要な建築物であり、設置許可によって公園に設置できるものであることから、指針に則って審査する対象となる。

委：大型キャンピングカーやトレーラーハウスも対象外という考えでよいのか。

事：対象外という考え方である。タイヤがあり、すぐに移動ができるようなものは新しい公園運営モデルのフェーズ2の扱いである。フェーズ2とフェーズ3の明確な違いは、施設が建築物であるかどうか。フェーズ3では、最低でも10年程度のスパンで設置される施設を想定しており、地域還元等を通じて、地域と一緒に公園づくりができる拠点となる建築物を対象としている。

委：ニュータウンなどは、用途地域が第一種低層住居専用地域に指定されていることが多いが、店舗が建てられないため高齢者が買い物難民になってしまっている。指針の議論とは少しずれるかもしれないが、移動式販売車が公園に来て物販できるようにするといった公園の活用方法は、公園の在り方として積極的に認めていくべきだと思う。

事：本市で利活用に取り組んでいる桂坂公園は、第一種低層住居専用地域かつ地区計画等がかけられており制限が厳しい。公民連携公園利活用トライアル事業（おそとチャレンジ）では、キッチンカーやマルシェなどを週末に実施して、地域交流を図っている。この公

園では、施設設置ではないところで、新たな公園運営モデルを活用できるよう模索している。

委：道の駅のような施設と同様に、公園も地域の様々な機能を補完していく役割があるので、上位計画に位置付けておくと柔軟な活用がしやすくなるのではないかな。

委：位置付けが示されることで、新たな公園運営モデルの理解者を増やしていくことができるのではないかと感じる。

委：本日の資料では、北鍵屋公園のワークショップ等で出た意見がたくさん記載されていた。多くの方の意見を聞いているのは良いと思うが、残念ながら全てを実現することはできないのが実情だと思う。今後、特に公園の運営に関わってくれそうな方々は、どのような公園の活用を望んでいるのか。

事：明日、8月3日に北鍵屋公園プロジェクトチーム会議があり、公園と公園施設をどのように使っていくか、ワークショップ形式で検討していく。企業からの支援として、公園運営の資金が定期的に入ることを想定しているので、それも合わせてどのように活用していくかが検討のポイントだと思っている。
プロジェクトメンバーからは、子供を安心して遊ばせられる場所となることを期待している意見が多い。公園と公園施設が子どもの放課後の居場所となればいいとの意見が出ている。

事：こういった意見が出る背景としては、この地域が児童館の設置を希望しているという背景があり、子育てに繋がる機能を求めているからだと思う。

事：藤の森公園では、盆踊りや防災イベントが盛大に行われている。藤森学区として、皆が楽しめるようにそれぞれの公園をうまく使い分けされているように感じる。その中で、北鍵屋公園はあまり使われておらず、地域としても力を入れていきたいという思いを持ってもらえる。

委：公園の活用を考えるうえでは、計画案を基に社会実験を実施し、フィードバックを得たうえで、施設整備に取り掛かるべきだと思う。当初の考えと違った利活用の運営・実績になった場合、そのまま施設整備を進めると後から修正がきかなくなるからである。

事：新たな公園運営モデルにおいても、フェーズ1、2の際に、サポート団体と地域の団体等でおそとチャレンジのような社会実験の実施を認めようと考えている。フェーズ3

の施設整備は、それらの取組を経て整備されることになると考えている。

委：北鍵屋公園の取組は、セブンイレブンがフェーズ3を前提として公募に参加しているのか。今回の部会を通して作っている整備指針とセブンイレブンとの方針の食い違い等が発生しないか。

事：北鍵屋公園の取組は、共同研究としての位置づけで公募しており、あくまでも現時点ではどのような公園の使い方ができるか研究している段階である。今後、地域からの賛同が得られた場合には、実現の可能性を探っていくことになる。今回の研究で得た知見は、整備指針に反映しようと考えている。

事：まさに、議論いただいていた駐車場の件も、事業者が運営に必要な面積等も踏まえたうえで、公園の新しい活用ができるか、両者が歩みよれるか、このモデルを成立することができるかを探っている。次回の部会では、北鍵屋公園の研究の進ちょく状況も報告させていただく。